

千葉県防災行政無線局固定系運用細則

(目的)

第1条 この細則は、千葉県防災行政無線局管理運用規程第9条に基づき、固定系の運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定系 親局と屋外受信局、屋内受信局相互間の通信設備の総体をいう。
- (2) 親局 危機管理センターに設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 屋外受信局 屋外に設置する受信設備（放送設備）の総体をいう。
- (4) 屋内受信局 屋内に設置する受信設備（放送設備）の総体をいう。

(放送の種類)

第3条 放送の種類は、定時・臨時及び緊急放送とする。

(放送事項)

第4条 放送事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定時放送 毎日定時に行う放送。
- (2) 臨時放送 一般行政等のお知らせに関する放送。
- (3) 緊急放送 災害時もしくは災害の発生の恐れがある場合、または人命にかかわる場合等に行う放送。

(定時放送の放送時間)

第5条 定時放送の放送時間は次のとおりとする。

- (1) 午前7時 小鳥のさえずり
- (2) 正午 チャイム
- (3) 午後5時 ゆうやけこやけ

(臨時放送の申し込み)

第6条 臨時放送する場合の手続きは、所属長が危機管理監に対し、広報無線申込書（様式第1号の1、または2項に該当する場合は様式第1号の2）に必要な事項を記載し、事前に申し込みをしなければならない。

2 区役所において所管の区のみに対して行う臨時放送は、当該区長の承認を受けるものとし、また、その内容を総括管理者まで報告するものとする。

(放送の制限)

第7条 管理責任者は、災害の発生もしくは発生するおそれがある場合、また、その他特に理由があるときは、総括管理者の承認を受け、放送を制限することができる。

(放送の方法)

第8条 放送は必要に応じて、次の各号に掲げる方法を選択するものとする。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送
- (3) 個別放送

(通信訓練)

第9条 総括管理者は非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練
年1回以上

(2) 臨時通信訓練
随時

2 訓練は、原則として住民への警報、通報等の伝達訓練を行うものとする。
また、臨時放送等により、警報の伝達にかわる訓練とする。

附則

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

広報無線放送申込書

危機管理監 様

課(所)長 _____

放送期間	年 月 日から	年 月 日まで
	1 毎月 回 3 毎日 回 5 その他 ()	2 毎週 曜日 4 日間
放送時間	時 分 ~ 時 分	時 分
	時 分 ~ 時 分	時 分
	時 分 ~ 時 分	時 分
放送区分	1 全局一斉 2 区・グループ別 () 3 個別 ()	
放送目的		
<p>放送文</p> <p>こちらは、千葉市役所 です。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

